

条 例

埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十五号

埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例

埼玉県知事の在任期間に関する条例（平成十六年埼玉県条例第五十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。